

がん征圧イメージキャラクター「ソウキくん」の着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、がん征圧イメージキャラクター「ソウキくん」の着ぐるみ（以下「ソウキくん」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 「ソウキくん」の貸出しを受けることができるのは、県民総ぐるみでがん征圧を推進するための普及啓発事業の一環として使用し、かつ次に掲げる場合とする。

- (1) 県が主催するイベントにおいて使用する場合
- (2) 香川県内の市町が主催するイベントにおいて使用する場合
- (3) その他香川県健康福祉部健康福祉総務課長（以下「課長」という。）が特に必要と認める場合

(貸出料)

第3条 「ソウキくん」の貸出しは無料とする。

(経費の負担)

第4条 「ソウキくん」の貸出しを受ける者（以下「借受け者」という。）は、運搬料等使用に伴い要する経費を負担する。

(貸出し手続等)

第5条 「ソウキくん」の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ課長に、第1号様式による使用申請書を提出しなければならない。

2 課長は、「ソウキくん」の貸出しを承認したときは、第2号様式による使用承認書により、貸出しを承認した旨を通知するものとする。

(安全の確保)

第6条 借受け者は、「ソウキくん」の使用にあたっては、着ぐるみの特性に配慮し安全の確保を図らなければならない。

(営利目的使用の禁止)

第7条 借受け者は、「ソウキくん」を営利目的に使用してはならない。

(転貸の禁止)

第8条 借受け者は、「ソウキくん」を第三者に転貸してはならない。

(使用上の損傷等)

第9条 借受け者は、その責に帰すべき事由により「ソウキくん」を滅失し、又は毀損した場合は、借受け者の責任において原形に回復しなければならない。

附 則

この要領は、平成7年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。